

合同会社かざぐるま「(仮称) 能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和4年11月28日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 能登里山風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社かざぐるまに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、石川県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：石川県七尾市及び鳳珠郡穴水町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大71,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和2年 7月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和2年10月 9日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和2年10月19日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和4年 4月 4日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和4年 7月19日
石 川 県 知 事 意 見 受 理	令和4年10月17日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和4年11月28日

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742（直通）

合同会社かざぐるま「(仮称) 能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電設備の稼働に伴うスウィッシュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向と土捨て場や道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺で、鳥類調査を実施する際には、専門家等からの助言を踏まえ、定量性が確保されるように適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 動物、植物の調査地点及び踏査ルートは、土地改変を行う可能性がある対象事業実施区域の全域及びその周辺を網羅していないことから、専門家等の助言を踏まえ、調査手法ごとに調査範囲を網羅するよう設定すること。
5. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
6. 希少なホクリクサンショウウオ等が生息する可能性が高い地域であるため、水生生物の調査については、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(石川県知事からの意見書の写しを添付)